

別表1 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を 対象と する 控除	(1) 母子・父子世帯		49万円	
	(2) 就学者のいる世帯 ※ 申込者本人を除く世帯員を対象とする控除	小学校児童1人につき		9万円
		中学校生徒1人につき		17万円
		国公立高等学校 生徒1人につき	自宅通学	19万円
			自宅外通学	41万円
		私立高等学校 生徒1人につき	自宅通学	33万円
			自宅外通学	54万円
		国公立高等専門学校1～3年次 学生1人につき	自宅通学	28万円
			自宅外通学	50万円
		国公立高等専門学校4・5年次 学生1人につき	自宅通学	40万円
			自宅外通学	62万円
		私立高等専門学校1～3年次 学生1人につき	自宅通学	54万円
			自宅外通学	76万円
		私立高等専門学校4・5年次 学生1人につき	自宅通学	66万円
			自宅外通学	88万円
	国公立大学 学生1人につき	自宅通学	67万円	
		自宅外通学	116万円	
	私立大学 学生1人につき	自宅通学	111万円	
		自宅外通学	159万円	
	国公立専修学校高等課程 生徒1人につき	自宅通学	7万円	
自宅外通学		18万円		
私立専修学校高等課程 生徒1人につき	自宅通学	29万円		
	自宅外通学	39万円		
国公立専修学校専門課程 生徒1人につき	自宅通学	25万円		
	自宅外通学	71万円		
私立専修学校専門課程 生徒1人につき	自宅通学	79万円		
	自宅外通学	123万円		
(3) 障害のある者のいる世帯	障害のある者1人につき		99万円	
(4) 長期に療養を要する者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
(5) 主たる生計維持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。			
(6) 火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増又は収入減になると認められる年間金額			
B 日本と 人する をる 対控 象除	申込者本人が高等学校等、専修学校高等課程に在学している場合	国・公立	自宅通学	19万円
			自宅外通学	41万円
		私立	自宅通学	33万円
			自宅外通学	54万円

(注) A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額をあわせて控除する。